

鎌倉市農業委員会 令和 7 年度 第 2 回総会 次第	
日 時	令和 7 年 (2025 年) 5 月 30 日 (金) 15 時 30 分開会
場 所	鎌倉商工会議所 3 階 301 会議室
委員名	1 番 関根豊、2 番 石原秀雄、3 番 小島信行、4 番 小泉紀久夫、 5 番 小川和己、6 番 落合るみこ、7 番 和田雅裕、 8 番 二之宮智和、9 番 三橋猛、10 番 飯田亜希子、 11 番 郷原均、12 番 市川幸子、13 番 平井保男 以上 13 名
事務局出席者	太田事務局長・秋山事務局長補佐・神保主事・植竹事務職員
欠席委員	なし
議長(平井会長)	定刻になりました。それでは、只今から総会を開会いたします。
議長(平井会長)	本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、10 番 飯田委員、11 番 郷原委員 をお願いします。 次回の現況証明委員については、6 番 落合委員、7 番 和田委員 をお願いします。
議長(平井会長)	次に、日程第 1、報告第 4 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届 出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2 件、報告いた します。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 1、報告第 4 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届 出の受理の決定に関する専決処分について、2 件まとめてご報告し ます。 以降は着席してご報告します。 本報告は、相続等により、農地の権利を取得した者が行う届出に ついて、5 月 9 日までに受理し、処理した案件について報告するも のです。 資料につきましては、送付資料の 1 ページと、2 ページの整理番 号 1、3 ページの整理番号 2 の案内図をご覧ください。対象地の地 番、面積等は報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 6 年 7 月 31 日に相続により届出者が所有権を取得 し、整理番号 1 については 4 月 2 日、整理番号 2 については、5 月 8 日に専決処分いたしました。 以上 2 件、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第 2、報告第 5 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定 による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告につい て、1 件、報告いたします。

	事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第2、報告第5号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の届出について4月11日から5月9日までに受理し処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の4～5ページをご覧ください。それでは、報告に移ります。 4ページの番号1と、5ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年6月1日に専用住宅へ転用のため、令和7年5月2日に専決処分いたしました。 以上1件、賃貸借関係はありません。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、報告第6号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、3件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第3、報告第6号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、4月11日から5月9日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の6～9ページをご覧ください。それでは、報告に移ります。 6ページの番号1と、7ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年5月29日に専用住宅へ転用のため、令和7年5月2日に専決処分いたしました。 続きまして6ページの番号2と、8ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年7月1日に専用住宅へ転用のため、令和7年5月2日に専決処分いたしました。 続きまして6ページの番号3と、9ページの整理番号3の案内図

		をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年8月1日に専用住宅へ転用のため、令和7年5月9日に専決処分いたしました。 以上3件、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。
議長(平井会長)		何か、ご意見、ご質問はございませんか。
		(「なし」の声)
議長(平井会長)		ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)		次に、日程第4、議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請について、ならびに、日程第5、議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請について、2件まとめて上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)		議長。日程第4、議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請について、ならびに、日程第5、議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請について、2件まとめてご説明いたします。 はじめに、農地法第3条についてご説明します。 農業委員会研修テキストシリーズ2 農地法の6ページをご覧ください。 農地を農地として貸し借り、売買するには、農業委員会による、農地法第3条の許可を受ける必要があります。 次に、8ページをご覧ください。 農地法第3条の許可については、農地の借り手や、買い手の要件があり、これを満たした者でなければ許可することができないものです。 また、地域計画が策定されている関谷・城廻については、3条許可の申請があった場合、地域計画区域内の農地かどうか、目標地図に位置づけられた担い手かどうかを事前に事務局にて確認が必要となり、議案第6号の申請地については、地域計画区域外であることを確認済です。議案第7号の申請地については、地域計画区域内ではあるものの、申請人は目標地図に位置づけられた担い手であることを確認済です。 それでは、テキストに記載の要件に沿ってご説明いたします。 お手元の送付資料10ページ、13ページの議案書、11ページ、12ページ、14～17ページの参考資料をご覧ください。 11ページ、14ページ、15ページの参考資料の白抜きの太枠内の土地が、本件の対象地となります。 本件は、議案書記載の申請者から、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請書が提出されたものです。 許可にあたっては、テキストの8ページに記載のとおり、個人の基本要件である、①全部効率要件 ②農作業常時従事要件 ③地域との調和要件 の3つを満たしていることが条件となります。

まず、テキストの9ページに記載されている「全部効率要件」についてご説明します。これは、権利を取得しようとする者が、現在耕作している土地を含めてすべてを効率的に耕作できるかを判断するものです。

申請人は、現在、農地は所有していないものの、農業法人での経験や貸し借りの実績もあることから、農地として適正に管理されていると判断されており、効率的に耕作できるかの判断については問題ないと思われます。

次に、本日配布の議案第6・7号 参考資料②「鎌倉市新規就農者受入基準及び受入手続に関する要綱」について、ご説明いたします。

同要綱は令和5年4月1日に農水課において定めたもので、鎌倉市内の農地を自ら借り受け、新たに農業経営を営もうとする方（非農家出身）は、第2条の新規就農者の要件を満たすことが求められます。

新規就農者で農地法第3条の許可について申請があった際についても、同要綱を満たす者であることを必要な要件としていますが、要件を満たしていることを確認済です。

次に、テキスト10ページの3 「農作業常時従事要件」についてですが、申請人が農作業に従事する日数が150日以上であることを確認するものです。

従事者のうち、申請者は年250日従事しているとのことで、要件を満たしています。

最後に、テキスト10ページに記載の4 「地域との調和要件」についてですが、これは権利の取得により、農地の集団化等に支障が生じないかを判断するものです。

こちらについても、周囲の畑への影響はないことを現場で確認しているため、支障はないと考えられます。

なお、議案第7号については、令和7年3月総会でご報告した内容（農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が農業経営基盤強化促進法第7条第1項第1号に規定する農地売買等事業の実施）に関する申請であり、譲渡人である公益社団法人神奈川県農業会議が、譲受人と売買契約を締結し当該農地の所有権移転登記を行うため、本申請がなされたものです。

続いて、送付資料12ページ、16ページの参考資料をご覧ください。

営農計画書には「申請地の取得後3年間の作付予定」と「現在の営農計画書」、「これからの営農計画」などを記載しています。また、一年ごとの営農計画について、記載していますので、ご覧ください。

農業者の観点から、営農計画書をご覧ください、ご審議いただければと思います。

以上で、説明を終わります。

議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小島委員から補足説明をお願いします。
3 番 (小島委員)	議長。3 番。5 月 22 日 (木) 午前 9 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の小島委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付け（ブドウ）が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 6 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 6 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、議案第 7 号について、採決いたします。 議案第 7 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 7 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 6、議案第 8 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 6、議案第 8 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 18 ページの議案書、19 ページの議案第 8 号参考資料①をご覧ください。この相続税の納税猶予制度は、農業経営を営んでいた者の死亡により、農地を相続した相続人が引き続き農業を継続する場合に、相続人が対象農地のすべてを農地として効率的に終身営農することが条件となっており、条件を満たせば、相続税額の一部の納税が猶予されるものです。 納税猶予が適用される農地は、市街化調整区域内の農地と生産緑地のみとなります。 納税猶予の適用を受けるには、相続人が相続期限までに所轄税務署で申告手続きを行う際に、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」が必要となります。 本件に係る、農地の所在、被相続人及び相続人の住所氏名等は、資料のとおりとなっています。

	本案件は、市街化区域内の生産緑地であり、納税猶予の対象となります。 改めて、お手元の送付資料18ページの議案書及び19ページの議案第8号参考資料①をご覧ください。 本案件は、被相続人の死亡により令和6年7月31日に相続が発生したことに伴い、相続人から、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の申請があったものです。 なお、当該地については、市民農園として利用している農地と自ら耕作している農地に分かれているものの、市民農園については、令和7年度4月総会にて、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、承認済です。 以上のことから、継続して適切に維持・管理していくことを確認しており、営農について特段の問題はないと考えられます。 本委員会で承認を得た後、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」を発行します。 以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小泉委員から補足説明をお願いします。
4番(小泉委員)	議長。4番。5月22日(火)午前9時30分より、平井会長、現況証明委員の小島委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、作付けの準備が行われており、特段の問題は無いものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第8号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第8号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第7、議案第9号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。 農業委員会等に関する法律第31条第1項により「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されていることから、退席者がございます。 このため、暫時休憩いたします。
	(石原委員 退席)
議長(平井会長)	会議を再開いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局(秋山補佐)	議長。日程第7、議案第9号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。 お手元の送付資料20ページの議案書、21・22ページの議案第9号参考資料をご覧ください。本案件は、対象地が2筆あり、貸し手は1名で、農業会議が借り受け、転借人2名に貸し出すものとなっています。 本件は、記載の内容について、市長から農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求められているものです。 促進計画については、農業会議からの要請を受け、市が計画案の作成及び農業委員会への意見聴取を行い、当該計画案を受けた農業会議が、必要に応じて利害関係人からの意見聴取を踏まえ計画を策定します。策定された促進計画は、神奈川県による審査・認可を経て、県により公告されます。 送付資料21ページ、22ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。 現地調査を行ったところ、21ページ議案第9号 参考資料①の対象地については、耕うんされて作付けの準備が行われており、適切に利用していることが確認できたものの、22ページ議案第9号参考資料②の対象地については、耕うん及び作付けの準備等が出来ていない状態であったことから、現地調査終了後に転借人に連絡し、利用状況について確認したところ、今後、作付け等を含め作業を行うことを確認しています。 期間は令和7年7月1日から令和10年6月30日までの3年間で、賃貸借により耕作するものです。 転借人2名の農作業に従事する日数は、150日以上であることを確認済みです。 なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小島委員から補足説明をお願いします。
3番(小島委員)	議長。3番。5月22日(火)午前9時30分より、平井会長、現況証明委員の小泉委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、一部耕うん及び作付けの準備等がされていない状態でしたが、先ほどの事務局の説明のとおり、今後、作付けの準備を含め作業が行われる予定であることを確認しています。 特段の問題は無いものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)

議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第9号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第9号は承認されました。なお、「農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト」については、議案第9号回答案のとおり農水課に回答します。
議長(平井会長)	議事の都合により、暫時休憩いたします。
	(石原委員着席)
議長(平井会長)	それでは会議を再開いたします。
議長(平井会長)	次に、日程第8、議案第10号、農業委員会の最適化活動の令和6年度点検・評価の実施について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第8、議案第10号、農業委員会の最適化活動の令和6年度点検・評価の実施について、ご説明いたします。 お手元の資料23ページから26ページの議案第10号 参考資料①と27ページから33ページの議案第10号 参考資料②をご覧ください。 平成28年4月に改正施行された、農業委員会等に関する法律第37条(情報の公表)には、農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されています。 また、本規定に基づく情報の公表の具体の手続きは、農林水産省経営局長名で農業委員会による最適化活動の目標の設定、活動の記録、それから点検・評価の実施等について規定されています。 送付資料「議案第10号 参考資料②」の29ページ裏面の下線部にその規定があります。そこには、5月末までに、総会において点検・評価するものとするとの記載があります。 これを受け、令和6年度最適化活動の目標について、点検・評価を実施するものです。点検・評価した資料が、「議案第10号 参考資料①」です。 本日、委員の皆様にご確認いただき、ご承認をいただければ、参考資料②、30ページの下線部のとおり、6月末までに公表し、また神奈川県を通じて国への報告も行う予定です。 以上で説明を終わります
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。

		— (「なし」の声) —
議長(平井会長)		ご意見、ご質問が 無いようですので、採決したいと思います、 ご異議ございませんか。
議長(平井会長)		ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 10 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)		総員挙手。
議長(平井会長)		総員の賛成をもちまして、議案第 10 号は承認されました。
議長(平井会長)		次に、日程第 9、その他、諸般の報告について、2 件、報告いた します。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)		議長。日程第 9、その他、諸般の報告について、2 件、報告いた します。 諸般の報告 1、遊休農地解消対策実践活動について、報告いた します。作業は、6 月 16 日 (月) 午前 9 時 30 分から 2 時間で、 除草剤散布作業等を行います。 Bグループの皆様、ご協力の程、よろしくお願いいたします。 本日対象委員の机上に配布させていただきましたので、ご確認ください。 駐車スペースですが、農地の脇に縦列駐車が出来ますので、到着 した方から順番に詰めて駐車いただきますようお願いいたします。 当日が雨天の場合は、6 月 23 日 (月) の午前 9 時 30 分からに延期 します。 次に、諸般の報告 2、次回の総会は、6 月 26 日 (木) 午後 3 時 30 分からで、会場は鎌倉商工会議所 3 階 301 会議室になります。諸般の 報告は、以上です。
議長(平井会長)		何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
		(「なし」の声)
議長(平井会長)		ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和 7 年度第 2 回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
	会 長	平井 保男
	議事録署名委員 10 番	飯田 亜希子
	議事録署名委員 11 番	飯田 京 佑